

せんで、訓練に出ても出なくても変わらな、ということがあるわけでございます。
これは非常にむずかしいところなんですございますが、災害がなければ、忙しいのに訓練に出ても出なくても何ら変わりがない、ということでございます。ところが非常にむずかしいところでございます。大きな災害でもあれば「ああ、あのとき出てよかった」ということになるわけですが、平時無事であれば出た方が損しちゃうというようないふことがあつちまうわけで、結果的にやう、ういことでございます。

そこで、非常に弱つたものだ、ということも私も考へておるんですが、一番の方の訓練に関してでございますが、避難路とか避難場所とか、あるいは簡単な初期消火と、ういふこと、いままで一口に言くと管制と、ういふことでございますが、こうやれ、ああやれと、ういふことでございます。それを改めまして、まあお話のございましたやうな連帯感、協同の精神とか、やういふもの、上からこうやれ、やなくて自発的に盛り上げたものでやらなければいけません、いじやないかと、ういふ氣づいて、いふわけでございます。まことに行政事務連絡委員の方々、あるいは町会長の方々には、ここで言つちや申しわけなんですけれども、又違ふ方でももちろん結構ですけれども、町会ごとにするの、あるいは大きな町会を二つにするの二つに

するの、やういふことは御自由でございますが、どうしても自発的に下から盛り上げて、いたゞいて、たとえば一つの町会を一つとするならば、その町会で避難路も決めて、いたゞいたり、避難場所も決めて、いたゞいたり、ういふこと、やういふ方が完全に、いじやないかと、ういふやうな實は氣づいて、いふわけなんです。で、現在、鍋、二町会と加美一町会で實はやつ、いたゞいて、いふわけでございます。もちろん消防署にも御指導をいたゞいておりますし、消防団にもめんどろを見て、いたゞいておりますけれども、それも、なるたけ、ひとつやう、ういふやうな考へ方を基本的に變えて、いたゞきまして、全く基本的に変えて、いたゞきまして、われわれの町会、一つ訓練するか、消防署は出てこい、市役所は出てこい、消防団は出てこい、と言えは喜んで参加するやうな、何うやうでやつ、いたゞくやうな、どうもやう、ういふ方が、いじやないか、とういふやうな氣づいて、いふわけなんです、ぜひひとつ一回やういふ発想の転換をしてみやうかと、ういふことなんです。これについて又町会長さんにも寄つて、いたゞきまして、やういふ御相談を實はひとつ申し上げたいと思っております。で、これは町会を一つにするか、あるいは大きな町会にするか、これも御自由でございますが、うちは狭い方が、いじやないか、ういふ所はそれで結構だと思ふんです。その御希望によつて、

やつて、市と消防団とか、うのはお助けすると、うようなところで、もう一方が
 いんじやないかと、う氣づいてゐるわけなんです。これはひとつじっくりうう点に
 つきまして取りあえずは町会長さんと御相談を申し上げたいと思つております。
 そう、う件につきましては又後日議員の先生方お集まりの機会にひとつ御相談
 申し上げたいと思ひます。いつといふことは申し上げられませんがなるべく早く、た
 したと思ひますけれども、町会長さんと御相談申し上げましてから、その結果を
 御報告申し上げます。議員の先生方の御判断を仰ぎたいと思つております。
 実は、御案内のとおり、市には防災計画というリッパな計画がございます。しかし、
 これは計画に、実は振り回されると、うようなところでございまして、もちろんこれは市
 独自のものでござい、ますけれども、お手本というのは東京都の防災計画でございま
 して、しかし、往々にしてこう、うものは計画に振り回されると、うような、實際に起
 こつた場合に、さてもその計画を見ても間に合はな、いといふことでござい、ます。それは
 なかなかむずかしくて飲み込めな、いといふこと、難点もあるわけ、です。ですから、
 堅実に活用できる防災計画でなければ何にもならな、いと思つてゐるわけ、です。
 しかし、なかなかもう、うようなものはどこにもないんでござい、ます。だから少しはおかし

くても、何でもとにかく實際に適用でき、市民の幸福になれるものならそれでいいんだと、少しは抜け道があってもいいんだという、そういう考えでやってもらわなきゃ困るんじゃないかと、こう思っているわけでございます。非常に防災はむずかしいんですが、余り規則的なものにつくことは、やはり、つくらなくちゃいけないから、つくたというより、ものにつけて、あるわけでございます、すなわち、福生だけなく、どちらの防災も全部、もうございまして、こう、これはぜひ改め、いまだ、というふうに、実は考えているわけでございます。もっとも、ここで細いことにつまみしつな、又担当の部長ある、は課長から御答弁いただきます。

それから次に進ませようと思いますが、火災保険制度でございますが、実はこれは非常に結構なことでございますけれども、実は私も東京都の交通災害の議会の議員として参加してゐるんですが、だんだん加入者が減りまして、いま二〇%ぐらいしか加入してないんですが、非常に加入率は少ないと、うことでございます。それであつてもなかなか経営も大変だといふことが実はございまして、火災保険の場合でございますと、かなりの方が火災保険会社に加入してゐる方がございまして、この加入率といふのが非常に心配になりまして、少ないとやはり運営がでないといふことで、

十分に利用できるといふふうな組織をまずつくる必要があるといふふうに考えているわけでございます。そのうちに先ほどの広域の避難場所については、防災会議においてすでに計画されておりすけれども、しかし、地域的なやういふ組織ができれば、その近辺に第一次避難場所と、うものびます考えられる。それに基づいて市側は防災会議によって会議組織がされますので本部でできますから、それから指令を出すといふことによつて二次の避難場所を考へる。この二次が要するに広域避難場所に匹敵するんじゃないかと、いふふうに考へております。やういふ意味で、やはり自主的防災組織といふものをつくるやうな指導が一番必要じゃないかと思ひます。

それから、給水、いわゆる飲料水、あるいは備蓄の問題でございます。それと避難路等も含めると、やはり先ほど御指摘、いただきましたやうな、消防車庫ですが、消防車その物の車庫が、いわゆる老朽化してゐるということは現実の問題としておわかりと思ひますが、たまたま第三分団が御承知のとおり熊野橋の拡幅によつて移転したやうな、いふこと、いふふうな点がございます。これらをまず一番最初にいたしまして、地域防災の拠点といふふうな考へ方もあるわけであつて、

これを移転、新設する場合にはやはりそれ相応の耐震、耐火といふやうなものに建築物は造つていく必要があるんじゃないかと、その際にいわゆる医療器材、あるいは備蓄する品物とか、やういふ食糧その物についてはそこに確保して置くこと、やはり地域の市民としての安全、ハインドと言ふんです。と、いふふうなものがそこにあつてゐるんじゃないかと思ひます。やういふふうな形でその車庫その物を拠点にする構造の物を造るには、やはりこれは市だけではなく、いわゆる専門的立場にある消防署、あるいは消防団、やういふたものの方々の協議によつてある程度内容的に検討をしていく必要があると思ひます。それと同時に、やはり新潟地震あるいは十勝沖地震等もありましたやうに、それらのものをやはり参考にして、専門的に東京都あるいは国においても防災の専門家がおりますので、やういふ方々の意見をお聞きいたしまして、やしてモデルをつくらせて次に老朽化した車庫から順次改造して、いかにそのやうな方向に持つていく必要があるんじゃないかといふふうに考へております。しかし、これは即でできるといふ問題ではございませんが、年次を追つて計画的にやういふふうな基本的な考へ方によつて進んでいくべきではな、いふかといふふうに考へております。それから、避難場所につきましても標示については、これは現在五十三年度の予算の

中にすでに標示板を用意しております。これは近々につけたいと思ひますが、しかし、地域防災ができた場合には、やはり又その地域地域における避難場所の標示が必要じゃないかと思ひます。これらにつきましても、市側としても考へて、いかなければならぬというふうに考へております。

それから市民育成については、指摘の關係につきましても先ほど申された中で、おわかりだと思ひますが、そのような考へ方でやはり要望がございしますれば、いつでも指導があるはず、ある、はもういつたものにつうは市の担当、あるいは消防職員、あるいはそういう方々の御援助を得まして身につけた防災を当然市民に植へつけて、ききたいというふうに考へております。

それからもう一つ、消火器の設置個所でございしますが、これは道路側に設置しておりますが五百六十個所ございします。これは毎年、毎年、常時その分団の消防団員の方々に御足労願つてその状況は点検していただいておりますが、やはり場所によつてだんだん家屋も増加してくるよう、場所においては、やはりこれも考へていく必要があるということで設置の考へちも、いま検査、いたしております。

以上、概略的は数字もありませんけれども、それから考へる方も意に反するようは

のがあるかと思ひますが、一応私の今の計画としての考へ方は御説明申し上げたんです。なお災害制度につきましても市長が申しましたような方針によつて、やはりそれはやるべきじゃないかというふうに考へております。

○建設部長(斎藤多市君) 御質問中に公園緑地の整備はどうかと、御質問があったわけですが、先ほど市民部長からも言いましたように、基本的には第一次の避難場所につきましては各町会に一所所あるのが理想だと考へておるわけですが、現在ほとんどの町会に都市公園、あるいは児童公園が設置されておるわけですが、この町会にな、地区につきましても今後積極的に児童公園、都市公園等を設置して、ききたいと思ひます。

○総務部長(上野重勝君) 市役所内の防災訓練について御指摘をいただきましたが、大変時宜を得た適切な御意見であらうかと思ひます。

現在市役所の防災訓練につきましても、福生市の総合防災訓練の中で、組織の構成員の一員として参加をいたしておるだけの現況でございします。又、市役所として、一事業所としての立場で当然、御指摘のようなことも必要であらうかと思ひます。これらは又福生市の全体の事業所の防災計画とも関連をいたすものであらうかと

考へます。 担当部の市民部とも協議いたしまして、何らかの方法で計画を練つて、いふたへと考へておる次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○十八番(東田正治君)
では、自席から再質問をさせていただきます。

いまの御答弁を聞、いまして、まだまだ現実にあす起きたら、じゃあどうするかといふようなものに対してもっと何か切実なものが感じられな、いという、感を受けざるわけです。前向うの姿勢であることはこれはもう論を待たな、いことでありまして、だれしもみう、いことは苦えてゐるわけであります。たとえば役所の中の訓練にしましても、市民に訴える前に、やはり自分みずからの姿勢をただして、こゝ政治が生かされていくんではなかと、こゝのように感ずる。そう感じるから私はいゝいゝことを申し上げておるわけであります。どうか、そういふ点も踏まえていただきな、い。これをまず一点要望申し上げます。たとえば、私事で失礼でござ、いますけれども、今年の初めに、私の家のすぐ隣が火災で、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。慎んでおわびを申し上げます。であります。同時に私は、痛感したこゝがござ、います。それは身寄りも又自分の頼って行く所のな、いような人たちがみう、い被害を受けた場合、じゃあだれがメア人た

ちを見ろかといふことです。私たちは、災に近所、隣、あるいは友人、知人を通して、まず二百件ぐらいの人たちから、いろいろの物を集めました。そして、その人たちに一人一人分けて、その場をしのいで、いたいただきました。そういう点を見るにつけても、火災保険金に入れる人は、これはいじわるです。だけれども、むしろそのランリの下におられる人たち、これはたくさんおられるわけです。そういう人たちのための政治で、あつて、いたいただきたい。私はそれを訴えた、んです。もう、う点も踏まえて、たとえばこの災害の互助会制度でも、そういうものも、微々たるものになるかもしれないけれども、研究をして、いたいただきたい。まあ、ように、まず訴えるわけであり、あります。

最近、四小のちに突如火災が八時ごろありました。メのときに私感じた点があり
ます。理事・昔の方びずぶぬれにやうて、そして、あの中に飛び込んべ、ともに消火活動
をしていく姿を私見まして、大い当に感動を覚えました。が、同時に、又理事・昔の
方にこの防災体制について、たとえば聞いふと、残念なばかり、これはあの人の
担当だからとか、私はちよつと担当でございませうからとか、いやあ、それを言います
と市民から突き上げられますからとか、いゝ、いゝはそう、いゝ人間、の生命と、そう、い
う何かが自分の身を守ろうとするより、いゝ苦いえちと何かでんびんにかけたし

うな発言を、保守的といふと私はあえて申し上げるが、もういふようは発言を聞か
たにさびしい思ひをするわけです。反面、もういふ活動を見てもやはり得るべき得、
きもあるんじゃないかと、それなりに私は理解し、又一步受けたと思っておりますが、
どうか、この問題は大事な問題であると思つております。たとへば役所の
上で實際にあつてはつて、もういふやうな大きな災害の起きた場合、じゃあ、私は、
この三階から下をのぞくたびに、じゃあ、この三階の人たちはどういふふうには避難をす
るのか、二カ所しかつて、その道がふさがれたらどうするの。それに対するお役所は
どうされているか。私はそれすらきび打たれて、うん、いや、いや、いや、うん、感じを受けるわ
けです。この点について、もう一度市長の御答弁をお願いしたいと思います。

○市長(石川常太郎君) 先生の御意見を十分耳に銘じまして、一生懸命研究もし、
又、よその市とも相談をして、ま、いり、いりと思ひます。前向きに研究して、ま、いり、いり
ます。

○十八番(東田正治君) ありびとうござんす。

どうか、市民一人一人の生活の安定と生命をまもる、いふやうな観点で踏まへまし
て、どうか、これからも御努力あらう、とお願いをしまして、一般質問を終つた、と思ひ
ます。

よろしくお願ひいたします。

○議長(岩田重吉君) 次に四番村野武男君、武男君。

(四番村野武男君登壇)

○四番(村野武男君) 私の一般質問、にせ、貴重時間、をいただきます、会議規則第
八十六條により一般質問、をいたします。

第一点目は市債についてお尋ねいたします。

九月の定例会におきまして、提出された地方債の詳細によると、五十二年度は一般
会計における市債は三十一億七千三百七十二万二千円となっております。又、下水道
会計における市債は十七億四千五百二十九万四千円となっております。それらの金利、
の平均金利のパーセントをお尋ねいたします。

さて、私がお聞きしたいことは、市口金融機関からの繰上債の金利についてお尋
ねいたします。

九月議会の補正予算で、高い金利の繰上債を一億七千万円余り返済され
たことは理解できますが、最近には定歩合も下つております。市長は関係金
融機関に残りの金利について引きたての御相談をしたかどうかお尋ねいたします。

第二点は、多摩川の堤防のふちについて、お尋ねいたします。

柳山公園の堤防の桜の木は、先輩議員のお骨折りによって植えられたと言われております。又、熊川での堤防の桜の木はライオンズクラブのお骨折りによって植えられたものと思っております。ともに桜の木も大きくなり、現在では市民のゆかりの場所となっております。又自転車道にもなっておりますし、夜間の利用、昔も多く防災上にも防犯設備が重要だと思っております。市長はどうお考えになつておるかお尋ねいたします。

第三点目は中学校の給食について、お尋ねいたします。

中学校の完全給食の実施に関する請願書もすでに採択されておりますし、中学校の給食研究会も設置されておられると思っておりますが、現況についてお尋ねいたします。

以上三点を質問いたしまして私の一般質問といたします。

○議長(岩田博君) 三時三十分 休憩いたします。

午後二時四十七分 休憩

午後三時一分 開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 村野先生の御質問に御答弁を申し上げます。

第一点、市債について、この点につきましては私も大変不本意であるというふうに考へてゐるわけでございます。役所というところは大変むずかしいところでございます。努力は続けてまいりたいと思っております。細部につきましては収入役あるは担当の部長から御答弁を申し上げさせていただきますので、お許しをちょうだいしたいと思ひます。

それから二番目の多摩川沿岸の堤防の防犯灯でございますが、これにつきましては桜の場所でございますので、私も大変に欲しいと思ひます。でき得れば欲しいと思ひますが、堤防敷に工作物を造るということは、建設省ではなかなか許可をしないわけでございます。これも大変にむずかしい問題なんですけれども、何とか妥協できないうちかどうかということにつきまして、議会の御質問があったということを踏まえて強く折衝をしてまいりたいと思ひます。でございます。

ますので、本日立てるとか立てないとかは申しませんけれども、大いに努力をしてみたいと思つ次第でございます。

○中学校の給食につきましては、教育委員会部局において答弁いたします。

大変に簡単でございますが、収入役あるは部課長とかわらせていただきます。

○企画財政部長(浅見裕康君) そうですね、市長の答弁の補足をさせていただきます。

平均の利率でございますけれども、キ元で把握しているものとして、縁故債の平均利率は出しております。全体の平均利率は出しておりませんので、それは又後で、後ほど計算をいたしまして御答弁を申し上げます。縁故債につきましては現在の平均利率は、先般の繰り上げ償還でございますのでそれを除きまして七・九三%というふうになっております。予想で申しわけありませんけれども、一般につきましてはそれぞれ約一・二、三%低いということ、六・七%前後ではないかと想定しておりますが、これにつきましては数字でございますので、計算をいたしまして確定的な数字で後ほど御答弁を申し上げますので、お許しをいただきたいと思います。

○建設部長(斎藤多市君) 第二点の防犯灯の設置について、市長の補足答弁を

申し上げたいと思います。

先ほど市長が申し上げましたように、堤防につきましては河川法の法律に決められておりまして、現在の段についても代採しなとかということ、建設省から要望されておるような次第でございます。堤防内への防犯灯の設置については、可能かと思われませんが、先ほど市長が申し上げましたように、今後とも堤防内への設置について建設省側に要望してまいりたいと思っております。

なお、堤防敷の横に多摩河原の区画街路が全線にわたって設置されておりますので、この区画街路へは防犯灯をつけられますので、現在もつけておりますが、なお暗い部分については今後とも積極的に設置してまいりたいと思っております。

○教育長(町田倍二君) 自席からお許しをいただきたいと思います。中学校の給食につきましては、

中学校の給食の関係につきましては、いままでにも数回にわたりました。一般質問でございますが、種々御答弁申し上げ、いろいろ問題点やむずかしさがあることに付きます。これは、すでに御案内のとおり御存じだと思います。又議会におきまして、まただいたい

御指摘がありましたように、先般中学校給食についての請願書も採択となつておりまして、そのときの審査報告にもありましたように、学校給食法が昭和二十九年に制定されました、導入されました時点と現在とは社会情勢ある、は国民の食生活が改善されてきておりまして、非常によりよくなつてきておりまして、特に最近では給食を新たに実施するということに關しましては賛否両論唱える時代にもなつてきておりますが、しかし、中学校の給食につきましても、生徒や父母等の意見を十分聴取いたしまして努力するやうにしようとする報告もされてゐることにつきましても御案内のとおり御存じだと思ひます。

それで教育委員会といたしましては、教育委員会會議におきまして数回にわたりましたいろいろな審議をいたしまして、今後どのようにすべきか等につきまして協議を重ねてまいつたのでございますが、結論といたしまして、これも御指摘がありましたように、以前に全員協議会にも御相談申し上げましたように、中学校の給食に關しましては研究会をつくりまして、この研究会の中でどのような結論を出すべきか等、を研究して、いろいろのことにつつた次第でございます。

なお、研究会のメンバーといたしましては、会長は教育委員長に決まりましたが、この

メンバーは小中学校の校長代表、それから教員の代表、それから教育委員、それから各五名ずつと専門職であります。指導主事一名の計二十一名をもつて構成されました。いままで数回研究会が開催されております。

概要を簡単に申し上げますと、第一点はそれぞれの研究會員の紹介と今後どのように研究会を進めていくの等につきまして協議が行われました。第二点は、現在の中学校の授業時間割りの關係、それから各小中学校の給食の現況について報告を求め、これに關連いたしました協議が行われましたが、賛否両論の意見が出された次第でございます。第三点は、東京都の中学校給食に対する基本的な考え方と、その題名で、都の教育委員会より専門の勝田利男先生をお招きいたしまして後援会を開催してあります。

その次に研究会の時期ですが、研究会は他市町の給食を現在実施してゐる学校現場を観察いたしまして、さらに研究を深めて、いろいろのことにつつた次第でございます。

現状につきましては以上のような次第でございます。いづれにいたしましても、この給食研究会につきましては、まだ細部にわたつて幅広く専門的に研究、調査を続